令和６年度（2024年度）

特別徴収のしおり

ここに綴り込んである書類は次のものです

1. 市・県民税特別徴収義務者指定について ……（１ページ）
2. 給与所得者異動届出書 ……（13ページ）
3. 特別徴収切替届出書 ……（15ページ）
4. 特別徴収義務者　所在地・名称等変更届 ……（17ページ）
5. 特別徴収に係る納期特例申請書 ……（19ページ）
6. 取扱局指定通知書 ……（21ページ）

〒528-8502
滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市役所

税務課　市民税係

TEL（0748）69-2128
FAX（0748）63-4574

NST1(13)

目　　次

- 市・県民税特別徴収義務者指定について …… 1ページ
- 市・県民税特別徴収の取扱いについて …… 2ページ
- 特別徴収に関するＱ＆Ａ …… 4ページ
- 退職・転勤等があった場合の手続き …… 6ページ
- 退職所得に係る特別徴収の取扱要領 …… 8ページ
- 納入書記入要領（納入金額の変更があったとき） …… 9ページ
- 令和６年度　市・県民税の賦課について …… 10ページ
- 市・県民税の定額減税について …… 12ページ
- 届出、申請書等の様式 …… 13ページ
  - ― 給与所得者異動届出書
  - ― 特別徴収切替届出書
  - ― 特別徴収義務者　所在地・名称等変更届
  - ― 特別徴収に係る納期特例申請書
  - ― 取扱局指定通知書

特別徴収義務者　様

滋賀県　　甲賀市長

令和6年度（2024年度）　市・県民税の特別徴収について

市・県民税の特別徴収事務については、特別徴収義務者ならびに担当される方々の深いご理解とご協力により、多大の成果を収め当市発展にご尽力をいただいていることをここに厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和6年度（2024年度）市・県民税の特別徴収義務者に指定いたしましたので、その取扱いについて次頁の事務取扱要領を参照の上なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市・県民税特別徴収義務者の指定と税額の通知

地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに甲賀市税条例第45条により、あなたを令和6年度（2024年度）市・県民税特別徴収義務者に指定し、貴所従業員の方の市・県民税を別添のとおり決定し、特別徴収をお願いすることになりましたので通知します。

また、この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

◆特別徴収事務についての問い合わせ先◆

甲賀市役所　税務課市民税係

〒528-8502　滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
ＴＥＬ　0748－69－2128（ダイヤルイン）
ＦＡＸ　0748－63－4574

市・県民税特別徴収の取扱いについて

1)市・県民税の特別徴収について

納税者が納めなければならない1年間の市・県民税額を6月から翌年の5月まで毎月給与の支払われるときに差し引いてその月分として一括納入していただく制度をいいます。

2)特別徴収義務者について

給与の支払をする際、市・県民税を徴収して納入する義務のあるもので地方税法第321条の4第1項、および甲賀市税条例第45条により指定を受けた給与の支払者をいいます。

したがって市から送達された特別徴収税額通知書により毎月確定した税額を給与から差し引いて納期限までに納入する義務が生じることになります。

3)特別徴収税額の通知書について

特別徴収の関係書類を受け取られましたらその内容をよく確認し、同封の「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」を各納税者にすみやかに交付してください。

退職等によって交付できない者がある場合は異動届出書を送付いただく際に同封してください。

4)毎月の給与から差し引く月割額について

同封致しました「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」にもとづいて差し引いてください。

5）特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後において更正等による税額変更の必要が生じたときは、「特別徴収税額変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、徴収すべき月割額は通知書に記載された変更後の月割額によって徴収し納入してください。

その際、納入書は再送付していませんので、当初に送付された納入書の金額を訂正し、納入してください。納入書の記入方法については、9ページをご確認ください。

6)月割額の納入期限について

特別徴収義務者は6月から翌年5月まで給与の支払をするとき毎月徴収して翌月の10日（翌月の10日が土・日、祝日にあたるときはその翌日）までに指定する納付場所へ当市所定の納入書によって納入してください。

7）納付場所

○ 甲賀市役所
甲賀市役所会計課及び土山地域市民センター、
甲賀地域市民センター、
甲南地域市民センター、
信楽地域市民センター

○ 甲賀市公金収納取扱金融機関

滋賀銀行	関西みらい銀行
甲賀農業協同組合	湖東信用金庫
滋賀県信用組合	京都銀行
近畿労働金庫	滋賀県民信用組合
グリーン近江農業協同組合	ゆうちょ銀行

郵便局　近畿二府四県以外の郵便局を利用される場合は綴り込みの「指定通知書」（21ページ）に郵便局名を記入のうえ、第1回目の納付の際に郵便局に提出してください。

8)市・県民税の特別徴収税額の納期の特例の制度について

給与等の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者は、「市県民税特別徴収に係る納期特例申請書」（19ページ）を提出し市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を次に掲げる期日までに納入することができます。

6月分から11月分までの特別徴収税額→12月10日まで 12月分から 5月分までの特別徴収税額→翌年 6月10日まで

※「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということで多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

注.

1. 納期の特例に係る申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されないことがあります。
   また承認を受けても滞納したり納入遅延があると、この特例を取り消すことがあります。
2. 納期の特例の承認後、給与の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることとなった場合は、郵便または電話でご連絡ください。
3. 納期の特例が承認された場合でも、「市・県民税特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、その事由が生じた日の翌月の10日までに必ず提出してください。

9）特別徴収義務者の所在地・名称等の変更について

特別徴収義務者の所在地・名称に変更があった場合は、速やかに「特別徴収義務者　所在地・名称等変更届」（17ページ）を提出してください。

10）税番号制度について

税番号制度導入により、「市・県民税特別徴収に係る納期特例申請書」と「特別徴収義務者所在地・名称等変更届」、「特別徴収切替届出書」については法人番号を記入して提出してください。

また、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」については、給与の支払を受けなくなった者に係る届出に個人番号又は法人番号を記入して提出してください。

11）納期限までに納入しなかった場合について

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかった場合には、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に延滞税特例基準割合（注1）に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞税特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞税特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が、年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。なお督促状を発した場合には督促手数料100円も加算されます。

（注1）延滞税特例基準割合

各年の前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定金利の平均の割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合。（令和4年1月1日から1.4%）

特別徴収に関するＱ＆Ａ

Ｑ．個人住民税の「特別徴収」とは何ですか？

Ａ．事業主（特別徴収義務者）が従業員等（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市民税・県民税）を引き去り、従業員に代わってその従業員に課税をした市に納入する制度です。

Ｑ．すべての事業主が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

Ａ．給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務がある事業主は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。なお、従業員が常時10名未満の事業主には、申請により年12回の納期を年2回とする納期特例制度があります。

Ｑ．従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

Ａ．法定要件に該当するすべての事業主が特別徴収義務者として指定されていますので、従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Ｑ．パート、アルバイト、非常勤職員であっても特別徴収しなければなりませんか？

Ａ．前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ、当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、原則として、全ての従業員から特別徴収する必要があります。

Ｑ．特別徴収のメリットは何ですか？

Ａ．納税者本人が年税額を年4回で支払う「普通徴収」と比べて、「特別徴収」は12回払いとなるため、従業員の皆さまは1回あたりの納税額が少なくなるとともに、納付を忘れて滞納となる心配がありません。

　また、所得税は毎月の給与から徴収額を計算しなければなりませんが、個人住民税の徴収額は市が前年の所得等から計算して事業主へ通知するため、事業主にとっては、計算の煩わしさがありません。

Ｑ．3月に従業員が退職しましたが、特別徴収の手続きと退職手当等に対する市・県民税の納入はどのようにすればよいでしょうか？

Ａ．従業員等が退職、転職、休職、死亡などにより、給与の支払いを受けなくなった場合には、異動のあった月の翌月10日までに異動届（13ページ）を提出してください。

　また、退職手当等に対する市・県民税については支払い月の翌月10日までに他の従業員等の特別徴収額の月割額とあわせて納入してください。（→詳しくは8ページをご覧ください）

Ｑ．住民税が非課税の従業員が異動した場合でも、異動届を提出する必要がありますか？

Ａ．住民税が非課税（徴収すべき税額がゼロ）の従業員が異動した場合、特別徴収税額に影響はありませんが、その状況を把握する必要があるため、異動のあった月の翌月10日までに異動届（13ページ）を提出いただきますようご協力をお願いいたします。その他、住民税をすでに納入済みの場合でも同様です。

Q．4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A．事業所から「特別徴収切替届出書」（15ページ）を提出していただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

従業員の方がすでに普通徴収で課税されている場合は、納期の到来していない分だけ特別徴収にすることができます。納期の到来している期別分はご本人に納付書で納めていただくことになります。

Q．給与支払報告書を提出した従業員が、その後すぐに退職しました。異動届出書の提出が必要ですか？

A．特別徴収の区分で給与支払報告書を提出されていた従業員の方が、4月1日現在、退職等によって給与の支払いを受けなくなった場合は、4月15日までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」（13ページ）に必要事項を記載いただき、提出をお願いします。

Q．4月に退職した従業員分の特別徴収税額通知書が送付されましたが、どのように手続きをしたらよいですか？

A．「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（13ページ）に必要事項を記載いただき、提出をお願いします。

また、退職された方の税額決定通知書につきましては、異動届出書の提出と合わせて返却いただきますようお願いします。

Q．光ディスク等の電子媒体やeLTAXにて給与支払報告書を提出する予定ですが、普通徴収にしたい人の分については、どうすればよいでしょうか？

A．普通徴収への切替理由に該当する方の個人別明細書中、給与支払報告書データレコード「摘要」欄の先頭に該当する切替理由（ａ～ｅ）を、「普通徴収」欄に「1」を必ず入力してください。

なお、退職者、乙欄該当者につきましては、個人明細の所定の欄にその旨の記載があれば、摘要欄への記載は省略いただいても結構です。

Q．特別徴収の納入は口座自動引き落としにできますか。また、ペイジー（Pay-easy）を介した納入はできますか。

A．申し訳ございませんが、現在、甲賀市の特別徴収ではどちらの納入方法も取り扱っておりません。代わりに、給与の支払いを受ける方の人数が常時10人未満である場合、納入が年2回になる納期の特例の制度を受けることができます。（→詳しくは3ページをご覧ください）

退職・転勤などにより、納税義務者に異動があった場合等の手続き

従業員等が退職・休職・死亡等により給与の支払を受けなくなった場合には、**給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、異動届）の提出が必要**となります。

異動届の提出がない場合は、特別徴収が継続したままとなり、督促状等が送付されることがありますので、必ず提出してください。

1）退職者の未徴収税額を一括徴収する場合【記載例1】

退職等により特別徴収できなくなった未徴収税額（残税額）の徴収は、退職等の日により扱いが異なります。

	退職等の日	残税額の徴収方法
ア	令和6年12月31日まで	一括徴収・普通徴収 ─ 本人の希望※1
イ	令和7年1月1日以降	一括徴収（本人の申出不要）※2

※1 外国籍の従業員が退職後帰国する場合は、納税管理人を定める場合を除き住民税の残額を普通徴収できないため、上記アの期間でも残税額の一括徴収にご協力ください。

※2 残税額を超える給与や退職手当等の支払いがなく引くことができない場合は除きます。

2）転勤、転職等で新しい勤務先で特別徴収を継続される場合【記載例2】

転勤、転職等で勤務先が変わっても、特別徴収を継続することができます。

新しい勤務先に特別徴収継続の旨と、特別徴収税額を連絡していただき、新しい勤務先の名称、所在地、特別徴収指定番号、月割税額及び徴収月をご記入の上、**異動日の属する月の翌月10日までに**提出してください。

3）退職等の異動により普通徴収へ切り替える場合【記載例3】

一括徴収または特別徴収継続以外の場合は、普通徴収となります。

令和7年1月1日以降の退職は、地方税法にて一括徴収が義務付けられていますので、普通徴収への切り替えは原則としてできません。

退職後、本人が国外に出国される場合は、令和6年12月31日以前の退職でも一括徴収にご協力ください。

4）就職等により年度途中で特別徴収へ切り替える場合【記載例4】

普通徴収の納税義務者等を特別徴収に切り替える場合は「特別徴収切替届出書」（以下、切替届出書）に必要事項を記入して提出してください。

なお、**納付済又は納期の過ぎた税額を特別徴収に切り替えることはできません。**

5）変更通知書の送付（毎月10日頃）

異動届、切替届出書、その他の課税資料の提出により特別徴収税額に変更が発生した場合、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付します。税額変更後の特別徴収税額で徴収し、納入してください。

なお、特別徴収税額に変更があった場合、納入書の再送付はしていません。当初に送付しました納入書の金額を訂正し、納入してください。（→納入書の記入方法については9ページをご覧ください）

また、変更通知書の送付時期は毎月10日頃になっており、各届や資料の到着時期によって変動します。

6）届出用紙について

各種届出用紙は、全てコピーしてお使いください。

また、甲賀市ホームページからダウンロードしていただくこともできます。

≪記載例 1≫ 一括徴収の場合

受付印

市町村民税 給与支払報告 / 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

甲賀 市町村長
令和 6 年 10 月 1 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	〒 528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
名称	株式会社 〇〇商事
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

担当者	
課係	総務課給与係
氏名	滋賀 花子
電話番号	0748-69-XXXX
内線	1234

年度	特別徴収指定番号	宛名番号
5年度		
6年度	76543210	

給与所得者	
フリガナ	コウカ タロウ
氏名	甲賀 太郎
新姓	
生年月日	元号 3 ←（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成） 60 年 4 月 1 日
個人番号	1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0
住所 1月1日現在	1月1日現在の住所を記入
住所 異動後	現住所が上記と異なる場合は記入

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）
	例）11月10日納期限分の場合→10月分	
	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで
120000 円	40000 円	80000 円

異動年月日：令和 6 年 9 月 30 日

異動の事由（※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。）：番号を記入 2 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他（8.その他の理由を右欄へ記入）

異動後の未徴収税額の徴収方法：番号を記入 2 ↑ ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）

1月1日以降退職時までの給与支払額 円
控除社会保険料額 円

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）：所在地 〒 / 名称 フリガナ / 特別徴収指定番号 / 担当者 氏名・電話 / 法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
1の場合本人印：甲賀
徴収予定額（（ウ）と同額）を右欄に記入：80000 円
左記の一括徴収した税額は、10 月分（翌月10日納期限）で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ←
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	月分以降の月割額は			入力者	点検
5年度			1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		
6年度			1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

≪記載例 2≫ 特別徴収継続の場合

受付印

市町村民税 給与支払報告 / 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

甲賀 市町村長
令和 6 年 10 月 1 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	〒 528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
名称	株式会社 〇〇商事
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

担当者	
課係	総務課給与係
氏名	滋賀 花子
電話番号	0748-69-XXXX
内線	1234

年度	特別徴収指定番号	宛名番号
5年度		
6年度	76543210	

給与所得者	
フリガナ	コウカ タロウ
氏名	甲賀 太郎
新姓	
生年月日	元号 3 ←（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成） 60 年 4 月 1 日
個人番号	1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0
住所 1月1日現在	1月1日現在の住所を記入
住所 異動後	現住所が上記と異なる場合は記入

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）
	例）11月10日納期限分の場合→10月分	
	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで
120000 円	40000 円	80000 円

異動年月日：令和 6 年 9 月 30 日

異動の事由（※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。）：番号を記入 1 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他（8.その他の理由を右欄へ記入）

異動後の未徴収税額の徴収方法：番号を記入 1 ↑ ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）

1月1日以降退職時までの給与支払額 円
控除社会保険料額 円

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	
所在地	〒 520-3308 滋賀県甲賀市甲南町野田810番地
フリガナ	ジュウミンゼイ
名称	住民税 株式会社
特別徴収指定番号	70123456
担当者 氏名	近江 一郎
担当者 電話	0748-65-XXXX
法人番号	3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。
新しい勤務先へは、月割額 10000 円を 10 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
1の場合本人印
徴収予定額（（ウ）と同額）を右欄に記入 円
左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ←
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	月分以降の月割額は			入力者	点検
5年度			1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		
6年度			1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

≪記載例 3≫ 普通徴収への切替の場合

受付印

市町村民税 給与支払報告 / 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

甲賀 市町村長
令和 6 年 10 月 1 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	〒 528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
名称	株式会社 〇〇商事
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

担当者	
課係	総務課給与係
氏名	滋賀 花子
電話番号	0748-69-XXXX
内線	1234

年度	特別徴収指定番号	宛名番号
5年度		
6年度	76543210	

給与所得者	
フリガナ	コウカ タロウ
氏名	甲賀 太郎
新姓	
生年月日	元号 3 ←（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成） 60 年 4 月 1 日
個人番号	1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0
住所 1月1日現在	1月1日現在の住所を記入
住所 異動後	現住所が上記と異なる場合は記入

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）
	例）11月10日納期限分の場合→10月分	
	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで
120000 円	40000 円	80000 円

異動年月日：令和 6 年 9 月 30 日

異動の事由（※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。）：番号を記入 2 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他（8.その他の理由を右欄へ記入）

異動後の未徴収税額の徴収方法：番号を記入 3 ↑ ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）

1月1日以降退職時までの給与支払額 円
控除社会保険料額 円

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）：所在地 〒 / 名称 フリガナ / 特別徴収指定番号 / 担当者 氏名・電話 / 法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
1の場合本人印
徴収予定額（（ウ）と同額）を右欄に記入 円
左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ←
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	月分以降の月割額は			入力者	点検
5年度			1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		
6年度			1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

≪記載例 4≫ 特別徴収への切替の場合

特別徴収切替届出書

受付印

甲賀市長
令和 6 年 9 月 15 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	〒 528 − 8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
名称	株式会社 〇〇商事
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特別徴収義務者指定番号	76543210
担当者 係	総務課給与係
担当者 氏名	滋賀 花子
担当者 電話	0748-69-XXXX 内線 1234

下記のものの特別徴収をお願いします。

対象者	
異動年月日	令和 6 年 10 月 1 日
フリガナ	コウカ タロウ
氏名	甲賀 太郎
生年月日	㊗昭・平 60 年 4 月 1 日
1月1日現在住所	滋賀県甲賀市 1月1日現在の住所を記入
現住所（※上記と同じ場合は記入不要）	現住所が上記と異なる場合は記入
普通徴収納付状況	1期（6月末納期）・（2期）（8月末納期）・3期（10月末納期）・4期（1月末納期） まで納付済み ←（納付済の期に○） ※二重納付防止のため、何期まで納付済か本人にご確認ください。
特別徴収開始希望月	6月・7月・8月・9月・（10月）・11月・12月・1月・2月・3月・4月・5月 分 から特別徴収を開始 ←（開始を希望する月に○）
備考	

ご注意
①納期の経過した普通徴収税額は、特別徴収への切替はできません。
②税額の通知は、受理した月の翌月10日頃に送付します。給与締め日等の関係で事前に額の電話連絡が必要な場合は、備考欄にその旨をご記入ください。

退職所得に係る特別徴収の取扱要領

退職所得に対する個人の住民税は、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払者が税額を計算し、支払金額からその税金を差し引いて退職者の退職した年の1月1日現在における住所地の市町村に納入します。

1）税額の計算方法

退職手当等支払額 － 退職所得控除額 ×1/2＝ 退職所得金額 ※1

↓

退職所得金額 × 税率（市民税 6%／県民税 4%） ＝ 特別徴収すべき税額（市民税 ※2／県民税 ※2）

※1　1,000円未満の端数は切り捨て（退職所得の金額は、1,000円単位）
※2　100円未満の端数は切り捨て（特別徴収すべき金額は、100円単位）

上記計算式の1/2は、以下のものは適用されません。
・勤続年数5年以内の法人役員等の退職手当等
・勤続年数5年以内の従業員に対する退職手当等で、退職所得控除額後、300万円を超える部分

●退職所得控除額

①　一般の場合

イ　勤続年数が20年以下の場合
40万円 × 勤続年数 （80万円未満の時は80万円）

ロ　勤続年数が20年を超える場合
800万円 ＋ 70万円 ×（勤続年数 － 20年）

②　障害者となったことにより退職した場合
①で計算した額 ＋ 100万円

2）納入書および納入申告書への記入

納入書は特別徴収の納入書と共通です。「退職所得分」欄に金額を記入し、納入してください。
その際、納入書裏面の納入申告書にも所要事項を必ずご記入ください。また、税番号制度により、個人番号又は法人番号を記入してください。

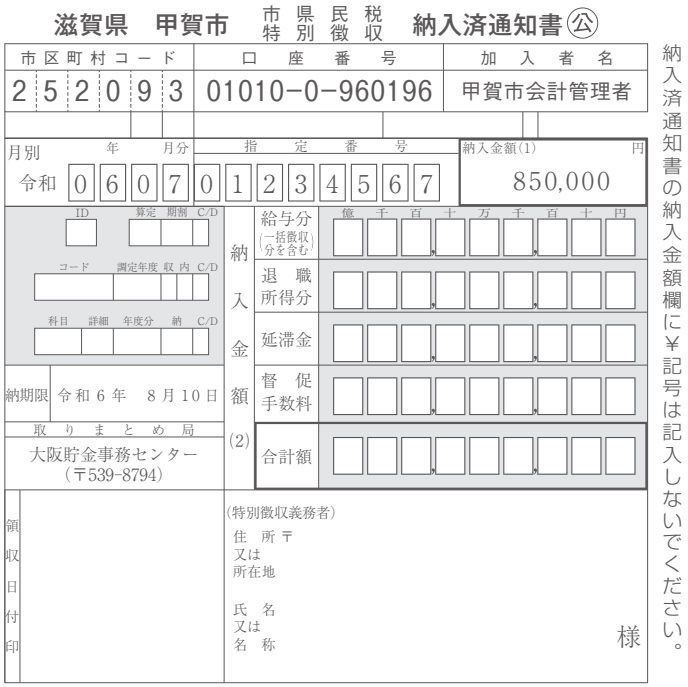

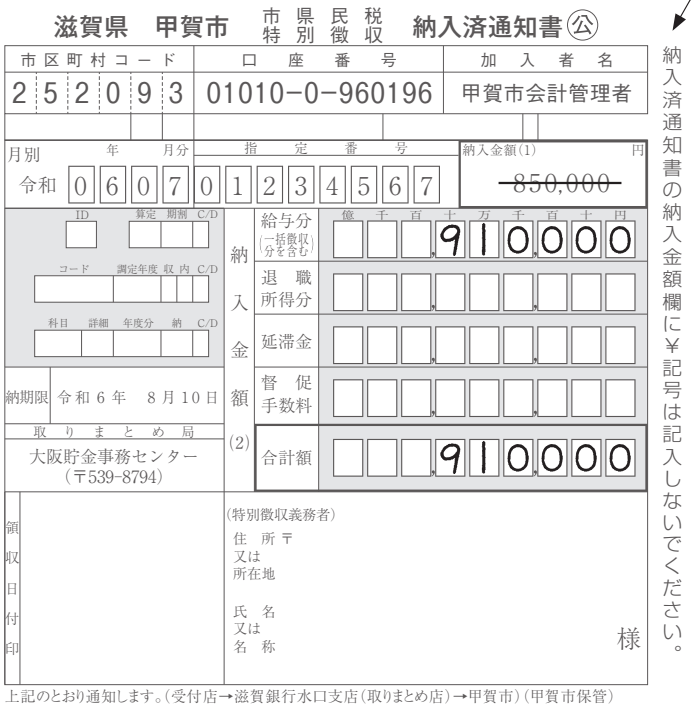

納入書記入要領

(1)納入金額に変更がない場合

納入書には、あらかじめ税額等が記入してありますので

納入書には、**なにも記入しないで**そのまま納入してください。

（合計額欄も記入しないでください。）

(2)納入金額に変更がある場合

納入金額（1）の欄を横線で抹消し、納入金額（2）の欄に記入のうえ、納入してください。※訂正印は必要ありません。

イ．記入方法

①文字はかすれないように記入してください。

②つなぐべき線は確実につないでください。

③余計なひげをつけないでください。

④文字枠からはみださないよう記入してください。

⑤文字は枠内に大きめに記入してください。

⑥文字は続けないでください。

⑦文字の線間はつぶれないようにしてください。

※上記のことに注意して1字1字丁寧に記入するようお願いします。

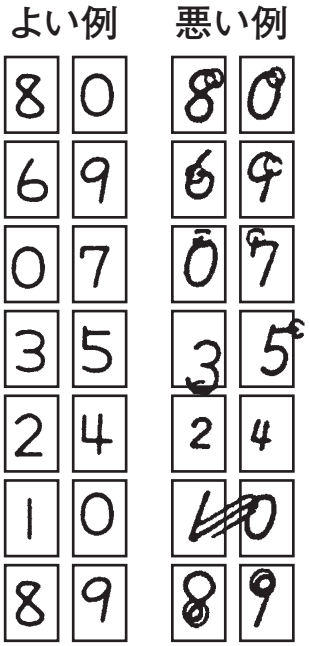

ロ．記入文字例（黒色のボールペンで記入してください。）

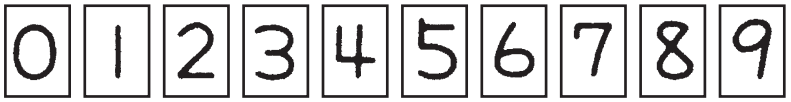

令和６年度　市・県民税の賦課について

１．賦課期日と納税義務者

① 令和6年1月1日現在、本市に住所を有する個人で令和5年中に所得のあった者には均等割と所得割が課税されます。

② 1月1日現在本市に事務所、事業所又は家屋敷をもっている者で本市に住所を有しない者には、均等割が課税されます。

２．非課税の範囲

次の人については課税されません。

ア. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

イ. 障害者・未成年者及び寡婦・ひとり親で前年中の所得金額が135万円以下であった者

ウ. 前年中の所得金額が条例で定める額28万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者または扶養親族がある場合には、その金額に16万8千円を加算した金額）以下の者…均等割非課税

エ. 前年中の総所得金額等が、35万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者または扶養親族がある場合には、その金額に32万円を加算した金額）以下の者…所得割非課税

３．均等割額

市民税 **3,000**円　県民税 **1,800**円（うち800円は琵琶湖森林づくり県民税分）

※個人市・県民税均等割と併せて森林環境税（国税　1人年額1,000円）が賦課徴収されます。

４．所得から差し引かれる金額

① 雑損控除　（損失額－保険などで補てんされた金額－総所得金額等×10%）又は（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか多い方の金額

② 医療費控除　(1)支払った医療費－保険などで補てんされた金額－（「10万円」と「総所得金額等の5%」とのいずれか少ない方の金額）※限度額200万円

(2)スイッチOTC医薬品控除（支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補てんされる額）－12,000円※限度額88,000円

③ 社会保険料控除　昨年中に支払った社会保険料の支払額
健康保険料、国民健康保険税、年金保険料、介護保険料など

④ 小規模企業共済等掛金控除　昨年中に支払った小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等の支払額

⑤ 生命保険料控除

新契約
- 12,000円以下……支払保険料の全額
- 12,000円超32,000円以下……支払保険料×1/2+6,000円
- 32,000円超56,000円以下……支払保険料×1/4+14,000円
- 56,000円超……28,000円

旧契約
- 15,000円以下……支払保険料の全額
- 15,000円超40,000円以下……支払保険料×1/2+7,500円
- 40,000円超70,000円以下……支払保険料×1/4+17,500円
- 70,000円超……35,000円

- 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
- 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

⑥ 地震保険料控除

≪地震の保険料≫
- 50,000円以下のとき…支払額の1/2
- 50,000円超のとき…25,000円

＋

≪旧長期契約の保険料≫
- 5,000円以下のとき…全額
- 5,000円超15,000円以下のとき…支払金額の1/2+2,500円
- 15,000円超のとき…10,000円

限度額 25,000円

⑦ 障害者控除　260,000円　ただし、特別障害者は300,000円
（同居特別障害者加算230,000円）

⑧ 寡婦控除　260,000円

⑨ ひとり親控除　300,000円

⑩ 勤労学生控除　260,000円

⑪ 配偶者控除・配偶者特別控除

	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

⑫ 扶　養　控　除　扶養親族1人につき330,000円
特定扶養親族1人につき450,000円
70才以上の扶養親族1人につき380,000円
ただし、同居老親等については1人につき450,000円

⑬ 基　礎　控　除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	－

◎税　　率　　所得割（総合課税分）　市民税　6%　　県民税　4%

◎税額控除　　（調整控除）

≪合計課税所得金額が200万円以下の者≫

次の①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額

≪合計課税所得金額が200万円超の者≫

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除の適用がありません。

<table>
<tr><th colspan="2">控除の種類</th><th>金額</th><th colspan="2">控除の種類</th><th colspan="3">金額</th></tr>
<tr><td colspan="2">基礎控除</td><td>5万円</td><td colspan="2" rowspan="2">納税者本人の所得金額</td><td rowspan="2">900万円
以下</td><td rowspan="2">900万円超
950万円以下</td><td rowspan="2">950万円超
1,000万円以下</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障害者
控除</td><td>普　　通</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td>特　　別</td><td>10万円</td><td rowspan="2">配偶者控除</td><td>一　般</td><td>5万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td>同居特別</td><td>22万円</td><td>老　人</td><td>10万円</td><td>6万円</td><td>3万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">寡婦控除</td><td>1万円</td><td rowspan="3">配偶者
特別控除</td><td>48万円超
50万円未満</td><td>5万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ひとり親
控除</td><td>父</td><td>1万円</td><td rowspan="2">50万円以上
55万円未満</td><td rowspan="2">3万円</td><td rowspan="2">2万円</td><td rowspan="2">1万円</td></tr>
<tr><td>母</td><td>5万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">勤労学生控除</td><td rowspan="2">1万円</td><td rowspan="2">扶養控除</td><td>一　般</td><td>5万円</td><td>老　　人</td><td>10万円</td></tr>
<tr><td>特　定</td><td>18万円</td><td>同居老親等</td><td>13万円</td></tr>
</table>

◎分離課税所得の税率

所得区分		市民税	県民税
譲渡所得	短　期	5.4%	3.6%
	長　期	3.0%	2.0%
一般株式等譲渡		3.0%	2.0%
上場株式等譲渡		3.0%	2.0%
先　物　取　引		3.0%	2.0%

（分離課税の各税率については一般的な税率を掲載しています。所得金額等によっては、表の税率とは異なり別計算による場合があります。）

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額 種　類		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には当該金額）に下欄の割合を乗じた金額　ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、一定の要件を満たす場合には「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3／5	県民税	2／5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3／5	2／5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として滋賀県又は甲賀市の条例で定めるもの

4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として滋賀県又は甲賀市の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割　　合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税に定める割合

市・県民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年度市・県民税の定額減税が実施されることになりました。これに伴い、市・県民税の特別徴収の方法が例年とは異なっておりますのでご注意ください。

定額減税額（税額控除額）

納税者本人の定額減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額が市・県民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

1. 納税者本人……1万円
2. 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）……1人につき1万円
   ただし、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える方の配偶者は、令和6年度定額減税対象者から除かれます。

特別徴収（給与天引き）の方法について

令和6年6月分の給与天引きを行わず、定額減税後の税額を11分割し、令和6年7月分から令和7年5月分で給与天引きを行います。
※定額減税の対象とならない方については、令和6年6月分からの徴収となります。

【これまでの徴収方法】

6月分から翌年5月分までの12か月間で徴収

6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

【令和6年度の徴収方法】

令和6年6月分は徴収せず、7月分から翌年5月分までの11か月間で徴収

令和6年							令和7年				
~~6月分~~	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

年税額を11分割して徴収

（注意）　次の①から③のいずれかに当てはまる場合は、定額減税の対象外となります。
①市・県民税が均等割・森林環境税のみ課税の方
②令和6年度（令和5年中）の合計所得金額が1,805万円（給与収入のみの場合で給与収入が2,000万円）を超える方
③市・県民税が非課税の方

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。**

3 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

市町村民税 給与支払報告 / 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

甲賀 市町村長

令和 年 月 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地 〒

名称

個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）

担当者 課係 氏名 電話番号 内線

5年度 特別徴収指定番号 宛名番号

6年度 特別徴収指定番号 宛名番号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者

フリガナ 氏名 新姓

生年月日 元号 ← 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日

個人番号

住所 1月1日現在 異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
円	例）11月10日納期限分の場合→10月分 月分から 月分まで 円	月分から 月分まで 円	令和 年 月 日	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 8.その他の理由を右欄へ記入	番号を記入 ↑ 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）	円 控除社会保険料額 円

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）

所在地 〒

名称 フリガナ

特別徴収指定番号

担当者 氏名 電話

法人番号

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、

月割額 円 を 月分

（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ←

1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。

2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

1の場合 本人印

徴収予定額（**(ウ)**と同額）を右欄に記入 円

左記の一括徴収した税額は、 月分**（翌月10日納期限）**で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 （1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ←

異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。

2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額**（ウ）**を一括徴収できないため。

3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄					入力者	点検
5年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		
6年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収切替届出書

受付印

甲賀市長 令和　年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒　－		特別徴収義務者指定番号		
		名称		担当者	係		
					氏名		
		法人番号			電話	内線	

下記のものの特別徴収をお願いします。

			異動年月日	年　月　日
対象者	フリガナ		生年月日	昭・平　年　月　日
	氏名			
	1月1日現在住所	滋賀県甲賀市		
	現住所	※上記と同じ場合は記入不要		
普通徴収納付状況		1期（6月末納期）．2期（8月末納期）．3期（10月末納期）．4期（1月末納期）まで納付済み　←（納付済の期に○） ※二重納付防止のため、何期まで納付済か本人にご確認ください。		
特別徴収開始希望月		6月・7月・8月・9月・10月・11月 12月・1月・2月・3月・4月・5月　分　から特別徴収を開始　←（開始を希望する月に○）		
備考				

ご注意

①納期の経過した普通徴収税額は、特別徴収への切替はできません。
②税額の通知は、受理した月の翌月10日頃に送付します。給与締め日等の関係で事前に額の電話連絡が必要な場合は、備考欄にその旨をご記入ください。

特別徴収義務者　所在地・名称等変更届

令和　年　月　日提出 甲賀市長	特別徴収義務者	所在地	〒　－		特別徴収義務者指定番号	
		名称			連絡者の係・氏名並びに電話番号	係
		代表者の氏名				氏名
		法人番号				電話

変更年月日	年　月　日

事項	変更前	変更後
フリガナ		
所在地（住所）	〒　－	〒　－
フリガナ		
名称		
フリガナ		
送付先	〒　－	〒　－
電話		
備考		

※変更する事項のみ記入してください。
※送付先は、所在地（住所）と異なる場合のみ記入してください。
※名称変更の場合は、フリガナを必ず記入してください。

令和６年度市・県民税特別徴収に係る納期特例申請書

受付印

甲賀市長 令和　年　月　日提出	申請者	所在地		特別徴収義務者指定番号	
		名称		担当者	係
		代表者			氏名
					電話番号
			法人番号		

地方税法第321条の５の２の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。

特例の適用を受けようとする税額等	令和６年度特別徴収税額 円	総従業員数		人
		受給者数	在職	人
	令和６年度納税義務者数 人		その他（臨時）	人
			計	人

最近において、市税の滞納または著しい遅延の事由があり、やむを得ない場合はその理由	

備考

郵便局を利用される
納税義務者へ（お願い）

納入に近畿２府４県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は右の**「指定通知書」**に利用される最寄りの郵便局名および提出日を記入して第一回納入書とともに郵便局へ提出してください。

取扱郵便局指定通知書提出先
（控）

指　定　通　知　書

年　　月　　日

郵便局長様

滋賀県　甲賀市長

貴局を地方税法第321条の５第４項の規定にもとづいて当市の市・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知いたします。

(1) 承認番号	**貯業二第１４０号**
(1) 口座番号	**01010−0−960196**
(1) 加入者の名称	**甲賀市会計管理者**
(1) 取りまとめ郵便局	**〒539-8794** **大阪貯金事務センター**